

○議長（吉田敏郎）

日程第12 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

それでは報告第4号を御覧ください。専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和元年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただき、2枚目の専決処分書を御覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月27日、開成町長、府川裕一。

町は、保育所保育料口座振替の誤徴収によって与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金216円。

2、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡開成町。

原因となる事実でございますが、町は、平成31年3月13日に保育所入所取り下げ決定を行いましたけれども、誤って平成31年4月分の保育所保育料を口座振替によって徴収した。このことにより、当該口座の残高が減少し、他の債権者による口座引き落としが不能になった結果、相手方に事務手数料の支払義務が生じる損害を与えたものです。

町長の専決処分事項に関する条例1号の法律上の町の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のものを定めることに基づき、専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

以上で報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了とします。